



当社の商標出願について、このたび拒絶理由通知を受けました。

指定商品の内容を説明するために審査官と面接をしたいと考えているのですが、面接とはどのような制度なのか教えてください。



(埼玉県 I. A)



1. 面接とは

「面接」とは、審査官と出願人およびその代理人（以下、出願人等）とが、商標出願等の審査について意思疎通を図るための面談をいいます。面接には、特許庁庁舎で直接審査官と対面するものと、インターネット回線を利用したオンライン面接があります。また、電話や電子メールによる連絡も「面接」に準ずる手続きとして実施されています。

面接を通じて、審査官と出願人等がコミュニケーションを図ることにより、相互理解を深めて納得感の高い審査が行われることが期待できます。

2. 面接の代表例

(1) 指定商品・役務（以下、指定商品等）の内容把握のための面接

指定商品等の内容の把握が困難なものについて、出願人等は資料を用いて審査官に直接その内容を説明することができます。

(2) 指定商品等の補正案を説明するための面接

手続補正書を提出するにあたり、事前に審査官に指定商品等の補正案を説明することができます。

また、面接の場で出願人等が審査官に指定商品等の補正案について意見を求めることが可能であり、審査官は適正な補正がなされるよう、可能な範囲で補正の示唆を含め意見（例えば、補正案により先に通知した拒絶の理由を解消するか否か）を述べることを推奨されています。

(2) の面接の具体例：

- ① 指定商品等の補正についての面接
- ② 商品の品質または役務の質の誤認を解消するための面接
- ③ 先願登録商標との抵触回避のための面接

3. 面接の依頼方法等

(1) 面接を依頼できる者

面接の依頼は、出願人等または審査官から行うことができます。面接を依頼する場合、相手方にその趣旨や内容について具体的に説明することが求められます。

(2) 面接の依頼先

- ① 出願人等から面接を依頼する場合
案件の担当審査官が決まっている場合は、当該審査官に対して面接を依頼します。案件の担当審査官が決まっていない場合は、案件の属する審査室の

審査長またはこれに準ずる審査官等に問い合わせることができます。

② 審査官が面接を依頼する場合

代理人が選任されている場合は、当該代理人へ、代理人が選任されていない場合は、出願人に対して面接を依頼します。

(3) 面接の依頼手段

電話か上申書により依頼します。

(4) 面接が可能な期間

原則、出願から査定までの期間です。

(5) 面接記録の作成

審査官は面接終了時に面接内容および面接結果等を記載した面接記録を作成します。

4. 貴社の場合

貴社が検討されている「指定商品の内容を説明するための面接」は適切な面接の例に当てはまりますので、担当審査官に依頼すれば受諾される可能性は高いでしょう。面接を行う際には、指定商品の具体的内容を説明するため、事前に面接資料（補正案、商品カタログやパンフレット）を用意しておくことを推奨します。

詳細は、特許庁が公表している「面接ガイドライン」をご確認ください。